

プロジェクト IFRS 解釈指針委員会

項目 **【審議事項】特別買収目的会社（SPAC）：取得時のワラントの
会計処理**

I. 本資料の目的

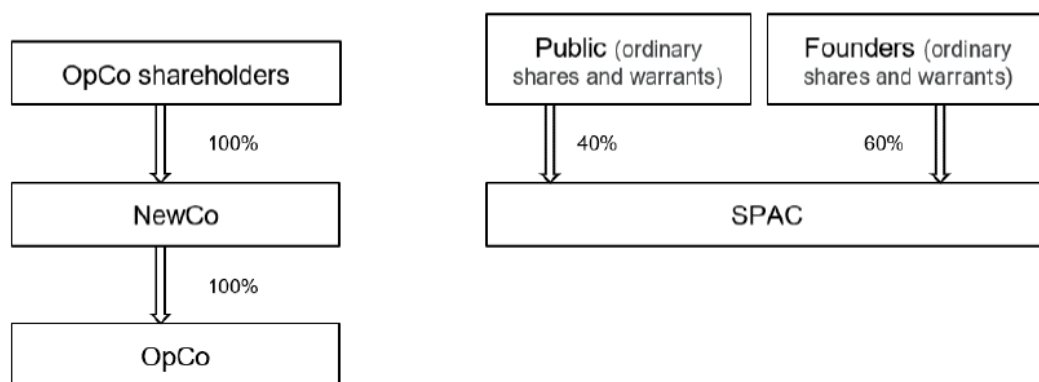
1. 本資料は、2022 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論された「特別買収目的会社（SPAC）：取得時のワラントの会計処理」に関するアジェンダ・ペーパーをご説明すること及び当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。なお、関連する資料として、別紙に次を提示している。
 - (1) 別紙 1 2022 年 3 月の IFRIC Update のアジェンダ決定案
 - (2) 別紙 2 2013 年 3 月の IFRIC Update のアジェンダ決定
 - (3) 別紙 3 関連する IFRS 会計基準（抜粋）

II. 背景及び経緯

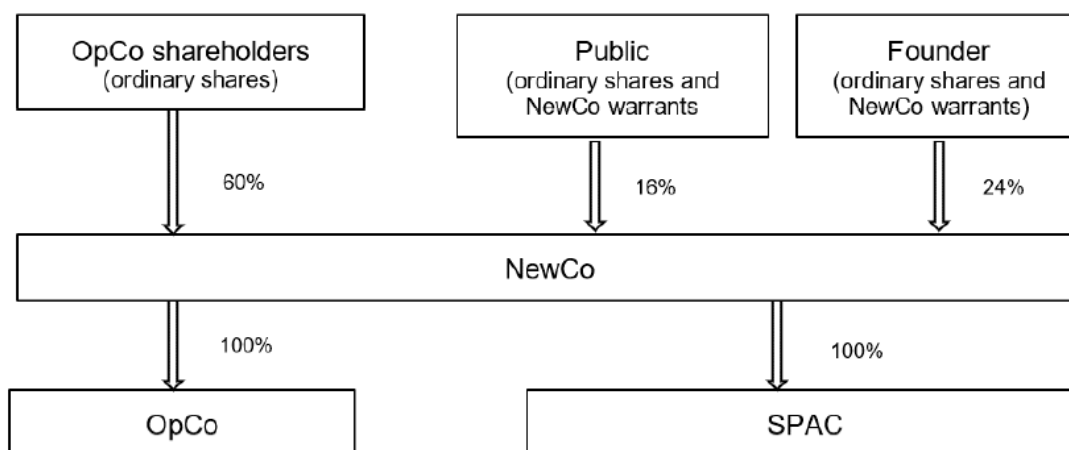
2. IFRS-IC は、非公開の事業会社（OpCo）が特別買収目的会社（SPAC）を取得する際に発行するワラントについて、負債とするか資本とするかに関する要望書の提出を受けた。
3. アジェンダ・ペーパーによると、要望書に記述された事実パターンの概要は以下のとおりである（別紙 1 のアジェンダ決定案の冒頭も参照のこと）。
 - (1) 法的に取得される側の SPAC には、株主として設立者と一般の投資家がいる。SPAC はそれぞれに対して普通株式とワラントを発行している。このうち、普通株式は IAS 第 32 号「金融商品：表示」で定義される資本性金融商品に該当する。また、ワラントは、設立者に発行されるものは SPAC の創設に係るサービスの対価として IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」が適用され資本に分類される一方、一般投資家に発行されるものは IAS 第 32 号が適用され、商品の条件から金融負債に分類される。
 - (2) SPAC は、OpCo による取得時にキャッシュ以外の資産を保有しておらず、IFRS 第 3 号「企業結合」で定義される事業に該当しない。
 - (3) OpCo は、取得の実施にあたり、親会社（NewCo）を設立する。アジェンダ・ペーパーでは、この NewCo を親会社とするグループを‘the entity’（以下「企業」

と表記する。)と呼んでいる。NewCo は、SPAC の両方の株主に対して、SPAC の普通株式とワラント（ワラントは消却される）と交換に NewCo の普通株式とワラントを発行する。取得前後の状況は次のとおりである。

Before the acquisition



After the acquisition



- (4) NewCo ワラントには権利確定条件がなく、SPAC のワラントと条件は同じである（ただし、発行される株式が NewCo 普通株式である点が異なる）。一般投資家に対して発行されたワラントは上場され、自由に取引できるが、設立者である株主に対して発行されたワラントは非上場で、公正価値に影響を与える一定の条件が含まれる。また、NewCo が発行する普通株式とワラントの公正価値は、SPAC が保有するキャッシュの価値を上回る。
4. 提出者は、前項(1)に示したように、SPAC の設立者である株主に対して発行されたワラントは資本（IFRS 第 2 号）、一般投資家に対して発行されたワラントは負債（IAS 第 32

号)であることを前提として、NewCoが発行したワラントについて次の2つの論点を提示している。

- (1) NewCo ワラントは IFRS 第 2 号の範囲に含まれるか、それとも、取得の一部として NewCo が引き受けた負債の一部か。
- (2) NewCo ワラントが取得時に IFRS 第 2 号の範囲に含まれると考える場合、取得日後も引き続き範囲に含まれると考えるか。

III. 2022 年 3 月の IFRS-IC 会議

IASB スタッフの分析と結論

5. IASB スタッフは、要望書で言及された 2013 年 3 月アジェンダ決定「事業を構成しない逆取得の会計処理」(別紙 2)を基礎に、論点を分析している。当該アジェンダ決定では、本資料第 3 項に類似する事実パターンを検討しており、次の取扱いが示されている。

- (1) この事実パターンでは、OpCo の元の株主が SPAC の支配を獲得するため、会計上、OpCo による逆取得の特徴を有する。このため、IFRS 第 3 号「企業結合」における逆取得のガイダンスと同様に、OpCo が取得の会計処理を行う。
- (2) SPAC は IFRS 第 3 号の事業の定義を満たさないため、IFRS 第 3 号を用いることは適切ではない。このため、OpCo が発行したとみなされる株式の公正価値と SPAC の識別可能な純資産との差額はのれんとされず、IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」第 13A 項のガイダンスから OpCo が取得した証券取引所への上場サービスに対する支払いを表すものとされ、費用として認識される。

2013 年 3 月アジェンダ決定と今回の要望書との主な相違点は、法的に SPAC が OpCo を取得するケースを扱っている点、そして、検討の焦点が(2)に示す取得の対価と識別可能な純資産との差額の取扱いにある点である。

6. 前項の理解を基礎に、IASB スタッフは今回の論点に関して、次の質問に分けて分析を行っている。

- (1) 誰が取得者か。
- (2) どの IFRS 会計基準が SPAC 取得に適用されるか。

- (3) 取得された識別可能な資産は何か。
- (4) NewCo は取得の一部として負債を引き受けているか。

本資料第 4 項の論点(1)は、上記の(4)で検討されている。また、本資料第 4 項の論点(2)については、検討の対象を取得時の会計処理として、検討の対象から除いているのではないかと考えられる。

(誰が取得者か)

- 7. 要望書の事実パターンでは、「企業」が取得者とされている。

(どの IFRS 会計基準が SPAC 取得に適用されるか、取得された識別可能な資産は何か、NewCo は取得の一部として負債を引き受けているか)

- 8. SPAC は IFRS 第 3 号で定義される事業ではないため、IFRS 第 3 号第 2 項の記述に基づき、識別可能な資産の取得、識別可能な負債の引受けをそれぞれ会計処理することになるとされている。具体的には次のとおりである。

資産の取得

- 9. 「企業」は SPAC のキャッシュを取得する。また、「企業」は、証券取引所への上場サービスを取得すると考えられ、IASB スタッフは、IFRS 第 2 号第 2 項及び第 13A 項の記述からそれを支持するが、上場サービスは識別可能ではないとされている（結果、会計上は資産を認識しない）。
- 10. 上場サービスの金額は、NewCo が発行した資本性金融商品の公正価値と取得した識別可能純資産の公正価値の差額であるとしている。

負債の引受け

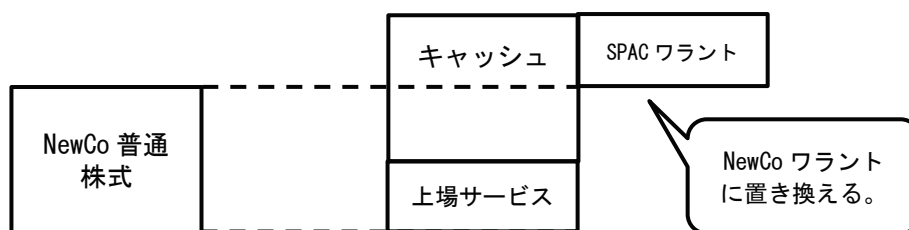
- 11. 引受けの対象は、SPAC のワラントであるが、当該ワラントを取得の一部として引き受けるかどうかは、取得に関連する合意の条件を含む、事実及び状況を考慮するとされており、引き受けるケースと引き受けないケースの両方があるとされている。

- (1) SPAC のワラントを取得の一部として引き受けるケース (Conclusion 2)

この場合、引き受けた SPAC ワラントから NewCo ワラントへの置換えを SPAC 取得の一部として会計処理するか、別に会計処理するかを検討することになるとされている。SPAC 取得と別に会計処理を行う場合に適用される個別の会計基準は

ないとされており、次のような IASB スタッフの見解が示されている¹。

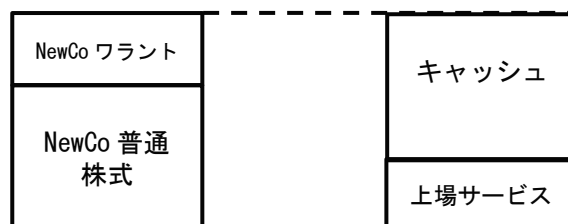
- ① SPAC ワラントには IAS 第 32 号「金融商品：表示」が適用される。上場サービスに対応して IFRS 第 2 号の範囲に含まれる SPAC ワラントの部分はない。
- ② SPAC ワラントから NewCo ワラントへの置換えには IFRS 第 9 号「金融商品」が適用される。



以上から、SPAC 取得時（NewCo ワラントへの置換え時を除く）の「企業」の会計処理は次のとおりとなる。

- キャッシュ：FV で資産を認識
- 上場サービス：FV で費用を認識
- SPAC ワラント：FV で負債を認識
- NewCo 普通株式：残額で資本を認識

(2) SPAC のワラントを取得の一部として引き受けないケース（Conclusion 1）



この場合、「企業」が SPAC の株主に発行した普通株式とワラントは、SPAC のキ

1 アジェンダ・ペーパー本文では、SPAC ワラントから NewCo ワラントへの置換えを SPAC 取得の一部とする場合（SPAC 取得の会計処理と別にしない場合）について明示的な言及はなく、Appendix E のフローチャートでは、本資料第 11 項(2)の「SPAC のワラントを取得の一部として引き受けない」ケースに進むことが示されている。

キャッシュと上場サービスの取得の対価となるとされている。このため、(1)と異なり、NewCo ワラントは上場サービスに対応して IFRS 第 2 号の範囲に含まれる部分があるとされている。

このうち、上場サービス部分の NewCo 普通株式と NewCo ワラントへの配分について、適用される個別の会計基準はないとされており、これに関して、IASB スタッフは次の見解を示している。

- ① 企業は、特定の会計上の結果をもたらすことのみを目的として配分を行うことはない。
- ② 発行した金融商品の公正価値の比率に基づいて配分することができる。

上記の②の配分方法を適用する場合には、会計処理は次のとおりとなる。

- キャッシュ：FV で資産を認識
- 上場サービス：FV で費用認識
- NewCo 普通株式：FV で資本を認識
- NewCo ワラント：キャッシュと上場サービスの FV の割合で負債と資本に分かれる。

(IASB スタッフの結論)

12. IASB スタッフは、前項までの分析から、IFRS 会計基準の原則及び要求事項は提示された事実パターンとそのバリエーションに関する会計処理の適切な基礎を提供しているとして、本論点に関する基準設定プロジェクトを作業計画に加えないとすることを提案していた。

議論の概要

13. IFRS-IC 会議では、多くの委員が IASB スタッフの分析に賛同したが、一部の委員は、次の疑問を示した。
 - (1) SPAC のワラントを取得の一部として引き受けるかどうかを判断する事実及び状況が不明確である。
 - (2) SPAC のワラントを取得の一部として引き受けない場合に、NewCo のワラントを

IFRS 第 2 号が適用される部分と IAS 第 32 号が適用される部分に配分する方法には、アジェンダ・ペーパーで示される公正価値を基礎とする方法以外の方法も考えられる。

- (3) NewCo のワラントを IFRS 第 2 号が適用される部分と IAS 第 32 号が適用される部分に分けずに、すべてを IFRS 第 2 号とする可能性もあるのではないか。
14. また、アジェンダ・ペーパーでは、要望書に示された事実パターンのバリエーションとして、法的に SPAC が NewCo を取得する逆取得のケースも検討されたが、提示された事実パターン以外に議論を広げること懸念が示された。
15. これらの議論を踏まえて、アジェンダ・ペーパーの原案を一部修正して、別紙 1 のアジェンダ決定案が示されている。

以 上

2022年3月 IFRIC Update のアジェンダ決定案

特別買収目的会社 (SPAC) : 取得時のワラントの会計処理 — アジェンダ・ペーパー6

委員会は、企業による特別買収目的会社 (SPAC) の取得に関する要望書を受け取った。要望書は、企業が SPAC の取得時にワラントをどのように会計処理するのかを質問していた。

委員会が議論した事実パターンは次のようなものであった。

- a. 企業は株式公開 (IPO) で資金を調達した SPAC を取得する。この取得の目的は、企業が現金及び証券取引所への SPAC の上場を獲得することである。SPAC は IFRS 第 3 号「企業結合」における事業の定義を満たしておらず、取得時において、現金以外の資産を有していない。
- b. 取得前には、SPAC の普通株式は設立者である株主と一般投資家が保有している。普通株式は IAS 第 32 号「金融商品：表示」で定義されている資本性金融商品であると判定される。普通株式に加えて、SPAC は設立者である株主と一般投資家の両方にワラント (SPAC ワラント) を発行していた。
 - i. 設立者ワラントは、SPAC の設立時に設立者が提供したサービスの対価として発行されたものである。設立者は取得後には企業にサービスを提供しない。
 - ii. 公開ワラントは、IPO 時に一般投資家に普通株式とともに発行されたものである。
- c. 企業は、SPAC の設立者である株主及び一般投資家に対し、SPAC の普通株式との交換及び SPAC のワラントの法的な消却と交換に新たな普通株式及びワラントを発行する。企業の所有者が取引の後にグループを支配する。SPAC は企業の 100% 子会社となり、企業は証券取引所に上場した企業として SPAC に取って代わる。
- d. 企業が SPAC を取得するために発行する金融商品の公正価値は、SPAC の識別可能な純資産の公正価値を上回る。

取得者は誰か

SPAC の取得の会計処理を決定するにあたり、企業はまず、どの当事者がこの取引における取得者なのか (すなわち、どの当事者が他に対する支配を獲得するのか) を識別する。取

得者の識別は、どの当事者が取得を会計処理するのか及びこの取得が IFRS 第 3 号の範囲に含まれる企業結合の定義を満たすのかどうかを決定するために必要である。IFRS 第 3 号の B13 項から B18 項は、企業結合において取得者を識別する方法を定めている。

議論された事実パターンでは、企業が取得者である。したがって、この取得は IFRS 第 3 号における企業結合の定義を満たさない。被取得者（SPAC）が事業ではないからである。

SPAC の取得にどの IFRS 会計基準書が適用されるのか

IFRS 第 3 号の第 2 項(b)は、IFRS 第 3 号は「事業を構成しない資産又は資産グループの取得」には適用されないと述べている。そのような場合、同項は取得者に「識別可能な取得した個別の資産（中略）及び引き受けた負債を識別し、認識する（後略）」ことを要求している。

議論された事実パターンでは、SPAC の取得は事業を構成しない資産又は資産グループの取得である。したがって、企業は識別可能な取得した個別の資産及び引き受けた負債を取得の一部として識別し、認識する。

識別可能な取得した個別の資産及び引き受けた負債は何か

議論された事実パターンでは、企業は SPAC が保有していた現金を取得する。企業は SPAC ワラントに関連した負債を引き受けるのかも検討する。

企業は SPAC ワラントを取得の一部として引き受けるのか

企業が SPAC ワラントを取得の一部として引き受けるのかどうかを評価するにあたり、企業は取引の具体的な事実及び状況（取得に関連したすべての契約の契約条件を含む）を考慮する。例えば、企業は取引の法的な仕組み並びに SPAC ワラント及び取引で発行するワラントの契約条件を考慮する。

企業は事実及び状況が次のようなものであると結論を下す可能性がある。

- a. SPAC ワラントを取得の一部として引き受ける — この場合、企業は SPAC を取得するため及び取得の一部として SPAC ワラントを引き受けるために普通株式を発行する。企業はそれから新たなワラントを発行して引き受けたワラントと置き換える。
- b. SPAC ワラントを取得の一部として引き受けていない — この場合、企業は普通株式とワラントの両方を SPAC を取得するために発行するのであり、SPAC ワラントを引き受けていない。

企業は取得の一部として引き受けた SPAC ワラントをどのように会計処理するのか

議論された事実パターンでは、SPAC の設立者である株主及び一般投資家は、SPAC の従業員ではなく、取得後に企業にサービスを提供するわけでもない。むしろ、SPAC の設立者である株主及び一般投資家は、もっぱら SPAC の所有者としての立場でワラントを保有している。したがって、事実及び状況が、企業が SPAC ワラントを取得の一部として引き受けるといふものである場合には、企業はワラントが金融負債なのか資本性金融商品なのかを決定するために IAS 第 32 号を適用する。

企業は SPAC ワラントの置換えをどのように会計処理するのか

議論された事実パターンでは、企業は SPAC ワラントの置換えを SPAC 取得の一部として交渉した。したがって、企業はどの程度まで SPAC ワラントの置換えを当該取得の一部として会計処理するのかを検討する。

この検討に具体的に当てはまる IFRS 会計基準書はない。IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 10 項から第 11 項を適用して会計方針を策定するにあたり、企業は IFRS 第 3 号の B50 項の要求事項を参照してその適用可能性を検討する。企業が置換えの取引を SPAC 取得と区別して会計処理すると結論を下す場合には、IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号「金融商品」の該当する要求事項を適用して、そのようにする。

企業は証券取引所上場サービスも取得するのか

議論された事実パターンでは、SPAC の証券取引所上場は無形資産の定義を満たさない。IAS 第 38 号の第 12 項で記述しているように「識別可能」ではないからである。したがって、取得した識別可能な資産ではない。それでも、委員会は次のことに着目した。

- a. IFRS 第 2 号の第 2 項は次のように述べている。「企業は本基準書を、受け取った財又はサービスの一部又全部を具体的に識別できるかどうかを問わず、次の取引を含むすべての株式に基づく報酬取引の会計処理に適用しなければならない。(中略) 具体的に識別できる在又はサービスがない場合でも、財又はサービスを受け取ったこと (又は受け取る予定であること) が他の状況によって示されることがあり、その場合には本基準書が適用される。」
- b. IFRS 第 2 号の第 13A 項は次のように述べている。「企業が受け取った識別可能な対価が、付与した資本性金融商品又は発生した負債の公正価値を下回るように見える場合には、通常この状況は他の対価 (すなわち、識別可能でない財又はサービス) を企業が受け取る (又は受け取る予定である) ことを示している。企業は受け取った識別可能な財又はサービスを本基準書に従って測定しなければならない。企業は受け取った (又は受け取る予定の) 識別可能でない財又はサービスを、株式に基づく報酬の公正価値と受け取った (又は受け取る予定の) 識別可能な財又はサービス

の公正価値との差額として測定しなければならない。」

企業が SPAC を取得するために発行する金融商品の公正価値は、取得した識別可能な純資産の公正価値を上回っている。したがって、委員会は、IFRS 第 2 号の第 2 項及び第 13A 項を適用して、企業は次のようにすると結論を下した。

- a. 対価として資本性金融商品を発行した、証券取引所上場サービスを株式に基づく報酬取引の一部として受け取る。
- b. 受け取った証券取引所上場サービスを、SPAC を取得するために発行した金融商品の公正価値と取得した識別可能な純資産の公正価値との差額として測定する。

発行した金融商品にどの IFRS 会計基準書が適用されるのか

取引の具体的な事実及び状況に応じて、企業は普通株式（又は普通株式及びワラント）を、現金の取得、証券取引所上場サービスの取得及び SPAC ワラントに関連した負債の引受けと交換に発行する。委員会は次のことに着目した。

- a. IAS 第 32 号はすべての金融商品に適用されるが、いくつかの例外がある。そうした例外には、「IFRS 第 2 号『株式に基づく報酬』が適用される株式に基づく報酬契約による金融商品、契約及び義務（後略）」（IAS 第 32 号の第 4 項）が含まれる。
- b. IFRS 第 2 号は「企業が財又はサービスを取得するか又は受け取る株式に基づく報酬取引に適用される。財には、棚卸資産、消耗品、有形固定資産、無形資産及び他の非金融資産が含まれる（後略）」（IFRS 第 2 号の第 5 項）。

したがって、委員会は、企業は次のように適用すると結論を下した。

- a. 証券取引所上場サービスを取得するために発行した金融商品の会計処理には、IFRS 第 2 号。
- b. 現金の取得及び SPAC ワラントに関連した負債の引受けのために発行した金融商品の会計処理には、IAS 第 32 号（これらの金融商品は財又はサービスを取得するために発行されたものではなく、IFRS 第 2 号の範囲に含まれない）。

どの金融商品が SPAC の純資産に対して発行され、どれがサービスに対して発行されたのか

事実及び状況が、企業は SPAC ワラントを取得の一部として引き受けていないというものであると企業が結論を下す場合には、企業は普通株式とワラントの両方を現金及び証券取引所上場サービスを取得するために発行する。この場合、企業は、どの金融商品を現金を取得するために発行し、どの金融商品を証券取引所上場サービスを取得するために発行したのかを決定する。この決定に具体的に適用される IFRS 会計基準書はない。したがって、

企業は会計方針の策定及び適用にあたり IAS 第 8 号の第 10 項から第 11 項を適用する。委員会は次のことに留意した。

- a. 企業の会計方針は、(IAS 第 8 号の第 10 項に記述されているように) 目的適合性があり信頼性のある情報をもたらさなければならない。IAS 第 32 号を適用してワラントが金融負債に分類されることを回避するためだけに、発行したすべてのワラントを証券取引所上場サービスの取得に配分する結果となる会計方針は、この要求を満たさないであろう。
- b. 企業が、株式及びワラントの現金及び証券取引所上場サービスへの配分を、発行した金融商品の公正価値の比率に基づいて (すなわち、すべての発行した金融商品の公正価値の合計に対しての各種類の金融商品の公正価値の比率と同じ比率で) 行うことが考えられる。例えば、発行した金融商品の公正価値の合計額の 80% が普通株式で構成されている場合には、企業は、現金を取得するために発行した金融商品の公正価値の 80% も普通株式で構成されていると結論を下すことが考えられる。
- c. 他の配分方法は、IAS 第 8 号の第 10 項から第 11 項の要求事項を満たすならば許容できる可能性がある。

結論

委員会は、IFRS 会計基準における諸原則及び要求事項が、議論された事実パターンにおいて、SPAC の取得時のワラントの会計処理方法を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを [決定した]。

2013年3月 IFRIC Update のアジェンダ決定

IFRS 第3号「企業結合」及び IFRS 第2号「株式報酬」――事業を構成しない逆取得の会計処理

解釈指針委員会は、営業をしている非上場企業の旧株主が、営業をしていない上場企業の新株式との交換により、結合企業の多数株主となる取引の会計処理方法に関するガイダンスを求める要望を受けた。しかし、当該取引は、営業をしていない上場企業が、営業をしている非上場企業の全体の株式資本を取得するように構成されている。

このような取引に具体的に当てはまる基準がないが、解釈指針委員会は、分析した取引は、法律上の子会社の旧株主が法律上の親会社の支配を獲得するので、IFRS 第3号における逆取得の特徴の一部を有していることに着目した。したがって、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第10項から第12項に従い、逆取得についてのIFRS 第3号のB19項からB27項のガイダンスを類推適用することが適切である。逆取得のガイダンスの類推適用により、営業をしている非上場企業が会計上の取得企業として識別され、営業をしていない上場企業が会計上の被取得企業として識別される。解釈指針委員会は、IFRS 第3号のB20項の逆取得のガイダンスを類推適用する際には、会計上の取得企業が被取得企業の支配を獲得するために株式を発行したとみなされることに留意した。

営業をしていない上場企業が、IFRS 第3号のB7項のガイダンスに基づき事業としての要件を満たしている場合には、IFRS 第3号が当該取引に適用となる。しかし、営業をしていない上場企業が事業ではない場合には当該取引は、企業結合ではなく、したがってIFRS 第3号の範囲に含まれない。分析した取引はIFRS 第3号の範囲に含まれないことから、解釈指針委員会は、当該取引はIFRS 第2号に従って会計処理すべき株式に基づく報酬取引であることに留意した。

解釈指針委員会は、IFRS 第2号の第13A項のガイダンスに基づき、会計上の取得企業が発行したとみなされる株式の公正価値と、会計上の被取得企業の識別可能純資産の公正価値との差額は、会計上の取得企業が受け取るサービスを表すことに着目した。解釈指針委員会は、営業をしている非上場企業が所有している貨幣性資産又は非貨幣性資産のレベルに関係なく、差額全体を株式の上場に関するサービスについての支払と考えるべきであり、どの金額も資本調達のコストと考えるべきではないと結論を下した。解釈指針委員会は、株式上場の形で受け取るサービスは、無形資産の定義を満たさないことに着目した。IAS 第38号「無形資産」の第12項に従って「識別可能」ではない（すなわち、区分可能ではない）

からである。また、受け取るサービスは、他の基準及び「概念フレームワーク」に従って認識すべき資産の定義も満たしていない。また、解釈指針委員会は、IFRS 第2号の第8項におけるガイダンス（「株式に基づく報酬取引で受け取ったか又は取得した財又はサービスが、資産としての認識の要件を満たしていない場合には、費用として認識しなければならない」と記載）に基づいて、受け取ったサービスのコストは費用として認識されることにも着目した。上記の分析に基づいて、解釈指針委員会は、現在のIFRSの要求事項に照らして、解釈指針又は基準の修正のいずれも不要と判断したので、この論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

関連する IFRS 基準（抜粋）

IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」

範 囲

【参照：結論の根拠BC29項からBC60項】

- 2 企業は本基準書を、受け取った財又はサービスの一部又は全部を具体的に識別できるかどうかを問わず、次の取引を含むすべての株式に基づく報酬取引の会計処理に適用しなければならない。

ただし、第3A項から第6項に示す例外を除く。

- (a) 持分決済型の株式に基づく報酬取引
- (b) 現金決済型の株式に基づく報酬取引
- (c) 企業が財又はサービスを受け取るか又は取得し、契約条件において企業と当該財又はサービスの供給者 **【参照：第35項から第40項】** のいずれか **【参照：第41項から第43項】** が、現金（又は他の資産）で決済するか、資本性金融商品の発行により決済するかを選択権が与えられている取引E1

【参照：第34項から第43項】

具体的に識別できる財又はサービスがない場合でも、財又はサービスを受け取ったこと（又は受け取る予定であること）が他の状況によって示されることがあり、その場合には本基準書が適用される。 **【参照：結論の根拠BC18A項からBC18D項】**

【参照：広範囲の従業員株式制度に関する情報について、結論の根拠BC8項からBC18項も】

- 5 第2項に述べたとおり、本基準書は、企業が財又はサービスを取得するか又は受け取る株式に基づく報酬取引に適用される。財には、棚卸資産、消耗品、有形固定資産、無形資産及び他の非金融資産が含まれる **【参照：結論の根拠BC18A項からBC18D項】**。しかし、企業は、IFRS 第3号「企業結合」（2008年改訂）で定義された企業結合E2、IFRS 第3号のB1項からB4項に記載された共通支配下の企業又は事業の結合、又はIFRS 第11号「共同支配の取決め」で定義された共同支配企業の形成

の際の事業の抛出【参照：結論の根拠BC24A項からBC24D項】で取得する純資産の一部として財を取得する取引に、本基準書を適用してはならない。したがって、企業結合において被取得企業に対する支配と交換に発行された資本性金融商品は、本基準書の範囲には含まれない。しかし、被取得企業の従業員に対して従業員としての資格で（例えば、継続的勤務の対価として）付与した資本性金融商品は、本基準書の範囲に含まれる。同様に、企業結合又はその他の資本再編による株式に基づく報酬契約の取消し、入替え、その他の条件変更【参照：第26項から第29項】は、本基準書に従って会計処理しなければならない。IFRS 第3号は、企業結合で発行される資本性金融商品が被取得企業に対する支配と交換に移転された対価の一部（したがって、IFRS 第3号の範囲に含まれる）なのか、それとも結合後の期間に認識すべき継続的勤務の対価（したがって、本基準書の範囲に含まれる）なのかの決定に関するガイダンスを提供している。【参照：IFRS第3号第51項から第53項及びB50項からB62項】

【参照：結論の根拠BC23項からBC24D項】

- 13A 特に、企業が受け取った識別可能な対価が、付与した資本性金融商品又は発生した負債の公正価値を下回るように見える場合には、通常この状況は他の対価（すなわち、識別可能でない財又はサービス）を企業が受け取る（又は受け取る予定である）ことを示している E4。企業は受け取った識別可能な財又はサービスを本基準書に従って測定しなければならない。企業は受け取った（又は受け取る予定の）識別可能でない財又はサービスを、株式に基づく報酬の公正価値と受け取った（又は受け取る予定の）識別可能な財又はサービスの公正価値との差額として測定しなければならない。企業は受け取った識別可能でない財又はサービスを付与日現在で測定しなければならない。ただし、現金決済型取引については、負債は決済されるまで第30項から第33項に従って各報告期間末に再測定しなければならない。

【参照：

結論の根拠BC128A項からBC128H項

適用ガイダンス IG5A 項から IG5D 項（IG 設例 1 を含む）】

IFRS 第 3 号「企業結合」

範 囲

2 本基準書は企業結合の定義を満たす取引又はその他の事象に適用される。本基準書は次の取引には適用しない。

- (a) 共同支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決め **【参照：IFRS 第11号付録A（共同支配の取決めの定義）】** の形成の会計処理 **【参照：結論の根拠BC59項からBC61E項】**
- (b) 事業を構成しない資産又は資産グループの取得 **【参照：結論の根拠BC20項】** 。
 そのような場合、取得企業は、識別可能な取得した個別の資産（IAS 第38号「無形資産」の無形資産の定義及び認識要件を満たす資産を含む）及び引き受けた負債を識別し、認識しなければならないE1, E2。グループの取得原価は、取得日現在の関連する公正価値に基づいて、認識可能な個別の資産及び負債に分配しなければならないE3。当該取引又は事象によりのれんは発生しないE4。
- (c) 共通支配下の企業又は事業の結合E5（B1項からB4項において関連する適用指針を提供する）

【参照：結論の根拠BC58項からBC79項】

何が企業結合取引の一部になるか決定すること （第51項及び第52項の適用）

B50 取得企業は、ある取引が被取得企業にとっての交換取引の一部になるかどうか、又は当該取引が企業結合と別個のものかどうかを決定するために、次の要因を考慮しなければならない。これらは、相互に排他的なものではなく、単独で決定的となるものでもない。 **【参照：設例IE58項からIE60項】**

- (a) 取引の理由—企業結合の当事者（取得企業及び被取得企業、並びにその所有者、取締役及び経営者、及びその代理人）が特定の取引又は契約を実行する理由を理解することにより、移転された対価及び取得した資産、又は引き受けた負債の一部になるかどうかの洞察が得られる場合がある。例えばある取引が、主に被取得企業又は企業結合前の旧所有者の便益のためではなく、取得企業又は結合後企業の便益のために取り決められたものである場合には、支払われた取引価格（及び関連する資産又は負債）の当該部分は、被取得企業にとっての交換取引の一部となる可能性は低い。したがって、取得企業は当該部分を企業結合とは区別して会計処理する。

- (b) 誰が取引を主導したか—誰が取引を主導したかを理解することによっても、取引が被取得企業にとっての交換取引の一部になるかどうかの洞察が得られる場合がある。例えば、取得企業が主導する取引又はその他の事象が、被取得企業又は企業結合前の旧所有者が受領する便益がほとんど又は全くなしに、取得企業又は結合後企業に対して将来の経済的便益を提供する目的で実行されるかもしれない。他方、被取得企業又は旧所有者が主導した取引や契約は、取得企業又は結合後企業の便益のためである可能性は低く、企業結合取引の一部である可能性の方が高い。
- (c) 取引の時期—取引の時期からも、ある取引が被取得企業に関する交換取引の一部となるかどうかの洞察が得られる場合がある。例えば、企業結合の条件の交渉中に発生した取得企業と被取得企業の間取引は、企業結合が取得企業又は結合後企業に将来の経済的便益をもたらすことを意図して実行される場合がある。その場合には、被取得企業又は企業結合前の旧所有者は、結合後企業の一部として受け取る便益は別として、当該取引から便益をほとんど又は全く受け取らない可能性が高い。

IAS 第 32 号「金融商品：表示」

範 囲

- 4 本基準書は、すべての企業が、すべての種類の金融商品に適用しなければならない。ただし、次の金融商品は除く。
- (a) IFRS 第10号「連結財務諸表」、IAS 第27号「個別財務諸表」又はIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」により会計処理される子会社、関連会社又は共同支配企業に対する持分。ただし、一部の場合において、IFRS 第10号、IAS 第27号又はIAS 第28号は、子会社、関連会社又は共同支配企業に対する持分についてIFRS 第9号を用いて会計処理することを要求又は許容している。その場合には、企業は、本基準書の要求事項を適用しなければならない。また、子会社、関連会社又は共同支配企業に対する持分に係るすべてのデリバティブについても、本基準書を適用しなければならない。
- (b) IAS 第19号「従業員給付」が適用される従業員給付制度による事業主の権利及び義務E1
- (c) [削除]

- (d) IFRS第17号「保険契約」において定義されている保険契約又はIFRS第17号の範囲に含まれる裁量権付有配当投資契約。ただし、次のものには本基準書を適用する。
- (i) IFRS第17号の範囲に含まれる契約に組み込まれているデリバティブ（IFRS第9号が区分して会計処理することを企業に要求している場合）
 - (ii) IFRS第17号の範囲に含まれる契約から分離される投資要素（IFRS第17号がこうした分離を要求している場合）。ただし、分離される投資要素がIFRS第17号の範囲に含まれる裁量権付有配当投資契約である場合は除く。
 - (iii) 金融保証契約の定義を満たす保険契約について、発行者が当該契約の認識及び測定においてIFRS第9号を適用する場合には、当該契約から生じる発行者の権利及び義務。ただし、発行者がIFRS第17号の第7項(e)に従って、当該契約の認識及び測定においてIFRS第17号を適用することを選択する場合には、IFRS第17号を適用しなければならない。
 - (iv) 企業が発行するクレジットカード契約又は与信若しくは支払の取決めを提供する類似の契約のうち、保険契約の定義を満たすものから生じる金融商品である企業の権利及び義務（企業がIFRS第17号の第7項(h)及びIFRS第9号の2.1項(e)(iv)に従って当該権利及び義務にIFRS第9号を適用する場合）
 - (v) 企業が発行する保険契約のうち、保険事故に対する補償をそれがなければ当該契約によって創出された保険契約者の義務の決済に要する金額に限定しているものから生じる金融商品である企業の権利及び義務（企業がIFRS第17号の第8A項に従って、このような契約にIFRS第17号ではなくIFRS第9号を適用することを選択する場合）
- (e) [削除]
- (f) IFRS第2号「株式に基づく報酬」が適用される株式に基づく報酬契約による金融商品、契約及び義務。ただし、次の例外がある。
- (i) 本基準書の第8項から第10項の範囲に含まれる契約には、本基準書が適用される。
 - (ii) 本基準書の第33項及び第34項は、従業員株式オプション制度、従業員株式購入制度及び他のすべての株式に基づく報酬契約に関連して購

入、売却、発行又は消却される自己株式に適用しなければならない。

IAS 第 38 号「無形資産」

12 資産は、次のいずれかの場合には識別可能である。

- (a) 分離可能である場合。すなわち、企業から分離又は分割して、単独で又は関連する契約、識別可能な資産若しくは負債とともに、売却、移転、ライセンス供与、賃貸又は交換することができる場合。そうする意図が企業にあるかどうかは問わない。
- (b) 契約又はその他の法的権利から生じている場合。当該権利が譲渡可能なのかどうかや、企業又は他の権利及び義務から分離可能なのかどうかは問わない。

[参照：IFRS 第3号B32項からB34項]

以 上